

### 意見提出が30日未満の場合のその理由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）による環境の汚染が生じていることに鑑み、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とし、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が本年8月に成立したところです。

同法は、土壌等の除染等の措置や放射性物質に汚染された廃棄物等の処理を迅速に進めていくため、平成24年1月1日に施行されることとなっておりますが、施行日以降に同法に基づくこれらの措置を円滑に実施するためには、同法に基づく環境省令を可能な限り早期に策定し、基準等の同法に基づく制度の施行に必要な詳細事項を示し、地方公共団体等の関係主体へ十分な周知を図るとともに、施行へ向け十分な準備を行っていただく必要があります。

したがって、本件意見提出については、行政手続法（平成5年法律第88号）第40条第1項の規定に基づき、必要最小限の期間を設定して、あらかじめ意見・情報の募集を行うこととしたものです。